

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
たるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

土地改良事業計画の決定(〃)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)

保安林の指定予定(造林課)

公有水面の埋立ての免許(河川課)

建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

出納長の権限に属する事務の委任(会計課)

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第六百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に

基づき、灘手土地改良区の定款の変更を昭和六十二年八月三日認可したの
で、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定
に基づき、県営土地改良事業(県営ほ場整備事業小田南部地区区画整理)
に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、
次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年八月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があ
るときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申

し立てること。

鳥取県告示第六百四十五号

日野町が行う土地改良事業（団体営は場整備事業金持地区は場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年八月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林

法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市円通寺字獅子舞岩九六一の二、九六八、九六九、岩美郡岩美町大字網代字先網代四〇六から四〇九まで、四〇九内第一、四一〇の三、大字太田字美取谷一六七次一、字大杉山三一六の一、気高郡鹿野町大字河内字奥尾谷二三二四、二三二九の一から二三二九の三まで、二三五一、字西尾谷口二三六二、字西新河原西平四一九三の一、四一九三の四から四一九三の七まで、四一九三の九、四一九三の一〇、四一九三の五〇から四一九三の五四まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字先網代四〇六から四〇九まで、四〇九内第一、四一〇の三、字美取谷一六七次一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

1 東伯郡北条町大字米里字三ノ崎六一六の六

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三ノ崎六一六の六(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

1 鳥取市吉岡温泉町字秋葉山九九二の一、岩美郡福部村大字岩戸字

ヘソ垣一五九、気高郡青谷町大字長和瀬字島邊り八、八の一

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに鳥取市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百四十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和六十二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

昭和六十二年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字西浜一七五七一―二〇六地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から③の地点までを順次に直線で結んだ線及び③の地点から①の地点に至る昭和六十一年秋分の日の満潮位(T・Pプラス〇・四二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 鳥取市賀露町字西浜一七五七一―二〇五地の標杭(北緯三五度三一分三八・〇三秒東経一三四度〇九分一七・三八秒。以下「基点」という。)から四七度二三分四〇秒八七・二四メートルの地点

②の地点 ①の地点から三度四七分二一秒一三九・四五メートルの地点

③の地点 ②の地点から九三度四七分二一秒五三五・二五メートルの地点

(三) 面積

三七、七八六・六七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字西浜一七五七一―七三四、一七五七一―七三九、一七五七一―七五二、一七五七一―七五四、一七五七一―〇九〇から一七五七一―〇九六まで、一七五七一―一二五、一七五七一―一九五から一七五七一―二〇二まで、一七五七一―二〇五及び一七五七一―二〇六、伏

(一) 区域

野字砂浜二二五九―一並びに字スクモ塚一七二三、一七二四―内第一、一七二四―二、一七二四―五、一七二四―六、二五四―一、二五四―三、二五五六、二五五六―一、二五五七及び二五八〇―一の陸域並びに賀露町字西浜一七五七一―一二五、一七五七一―二〇五、一七五七一―二〇六及び二二五九―一地先公有水面

次の④の地点から⑦の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑦の地点と④の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに④の地点から⑤の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑥の地点と⑦の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

④の地点 基点から二五六度五九分二四秒二九・八六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三度四七分二一秒六三・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二六〇度二八分二三秒二一七・〇九メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三度四七分二一秒四九八・二五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から九三度四七分二一秒一、一四二・八〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一八三度四七分二一秒二六一・二五メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から九三度四七分二一秒五六八・四五メートルの地点

㊦の地点 ①の地点から八二度二八分四五秒五〇九・九〇メートルの地点

㊧の地点 ②の地点から九三度四七分二一秒五〇〇・〇〇メートルの地点

㊨の地点 ③の地点から一八三度四七分二一秒二二五・〇〇メートルの地点

㊩の地点 ④の地点から二七三度四七分二一秒二、一六〇・〇〇メートルの地点

㊪の地点 ⑤の地点から二二七度二三分三二秒八九・二五メートルの地点

㊫の地点 ⑥の地点から二五九度二七分二八秒一四二・九〇メートルの地点

㊬の地点 基点から二四三度二二分二七秒二五九・七五メートルの地点

㊭の地点 ⑦の地点から一八三度四七分二一秒一四二・五〇メートルの地点

㊮の地点 ⑧の地点から二七三度四七分二一秒一四一・〇〇メートルの地点

㊯の地点 ⑨の地点から三度四七分二一秒一四二・五〇メートルの地点

(三) 面積

七八〇、〇七九・四一平方メートル

五 埋立地の用途

空港用地

鳥取県告示第六百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十二年八月七日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 鳥取市南吉方一丁目八七 ミサワホーム鳥取株式会社 代表取締役 金 澤 泰 治	道路の位置の指定場所 倉吉市秋喜字島田前四八二 一四及び四八三一四	道路の幅員及び延長（メートル） 幅員 六・〇〇 延長 五六・一
---	---	---------------------------------------

鳥取県告示第六百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

1 次の公演に係る入場料の収納事務

公演の種類等	期 日	会 場
モダンダンス公演	昭和六十二年九月二十六日	鳥取市民会館
上海京劇公演	昭和六十二年十月八日	米子市公会堂
	昭和六十二年十月九日	鳥取市民会館
新日本フィルハーモニー交響楽団演奏会	昭和六十二年十一月二十四日	米子市公会堂

2 次の展覧会に係る出品料の収納事務

展覧会の種類等	期 日	会 場
鳥取県美術展覧会	昭和六十二年十月四日から同月十三日まで	鳥取県立博物館
	前期 昭和六十二年十月二十五日 一日から同月二十五日まで	倉吉博物館
	後期 昭和六十二年十月三十日 日から同年十一月三日まで	倉吉歴史民俗資料館
	昭和六十二年十一月八日から同月十七日まで	米子市美術館

二 委任を受けた出納員

一の1の事務

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 川上 敬 賀

一の2の事務

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 川上 敬 賀

主 任 橋 本 節 子

主 事 谷 口 卓 也

三 委任期間

一の1の事務

昭和六十二年八月十日から同年十一月三十日まで

一の2の事務

昭和六十二年九月二十七日から同月二十九日まで

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和62年 8月 7日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

1 講習の種類別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場 所	受 講 対 象 者
初 心 者 講 習	昭和62年9月17日	午前10時30分から 午後4時30分まで	米子市稚町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口、 黒坂及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
	昭和62年9月3日	午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市稚町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口、 黒坂及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
	昭和62年9月11日	午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室	倉吉及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
講 習	昭和62年9月25日	午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟1階第 18会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭及び浜村の各 警察署の管内に居 住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付された日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考 査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 3,000円
- イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】